

藤沢市障がい者総合支援協議会市民委員選考基準

1. 目的

藤沢市障がい者総合支援協議会市民委員としての選考に関し、必要な基準を定めるものとする。

2. 選考基準の項目

次の項目について別紙評価票にて点数化し、合計点を集計する。

- (1) 福祉活動の経歴
- (2) 応募動機
- (3) 障がい福祉施策に対する意見・提案
- (4) 障がい当事者、又は親族内における障がい者の有無

3. 評価

「藤沢市障がい者総合支援協議会市民委員選考基準評価票」（以下「評価票」という。）の項目ごとに点数を記入し、合計点を集計し評価する。ただし、応募書類（応募動機等を記載した書類（作文）等）に、差別的または反社会的な内容が含まれていると選考委員会が判断した場合は、点数による評価を実施しない。

4. 決定方法

評価票の合計点をもとに、選考委員会で採用順位を決定し、最も順位が高い者を市民委員として決定する。ただし、応募書類（応募動機等を記載した書類（作文）等）に、差別的または反社会的な内容が含まれていると選考委員会が判断した場合は、市民委員として決定されない。

なお、合計点数が同点の場合は、選考委員会で協議・検討し、代表が決定する。

以 上